

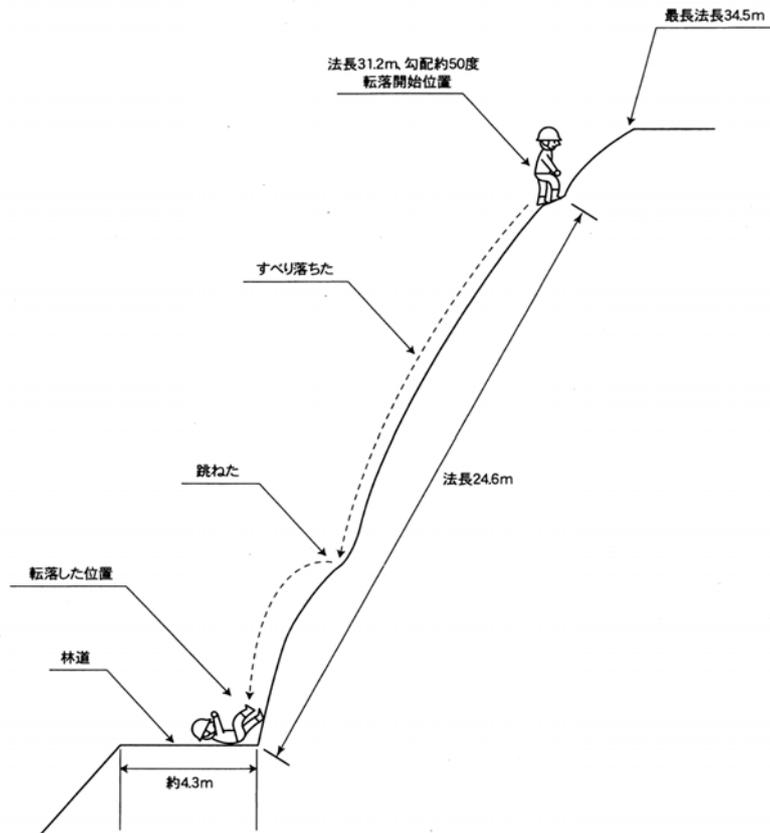
事故事例を紹介します

この事例は、去る5月17日に開催された「新潟県公共工事発注機関
災害防止連絡協議会」資料から抜粋したものです。

◆法面から足を滑らせて転落（脳挫傷による死亡）

発生状況

被害者は、法面上部に残されていた測量用ロープ2本を撤去するため、法面の斜面を登る途中で足を滑らせて、約24.6m下の農道まで転落した。被害者は、ゴム長靴、作業服上下、保護帽を着用していたが、安全帯は使用していなかった。また、天候は、晴れで微風であった。



発生原因

- ① 墜落・転落による災害を防止するための、安全帯を使用していなかった。
- ② 親綱その他、安全帯を取り付けるための設備が設けられていなかった。

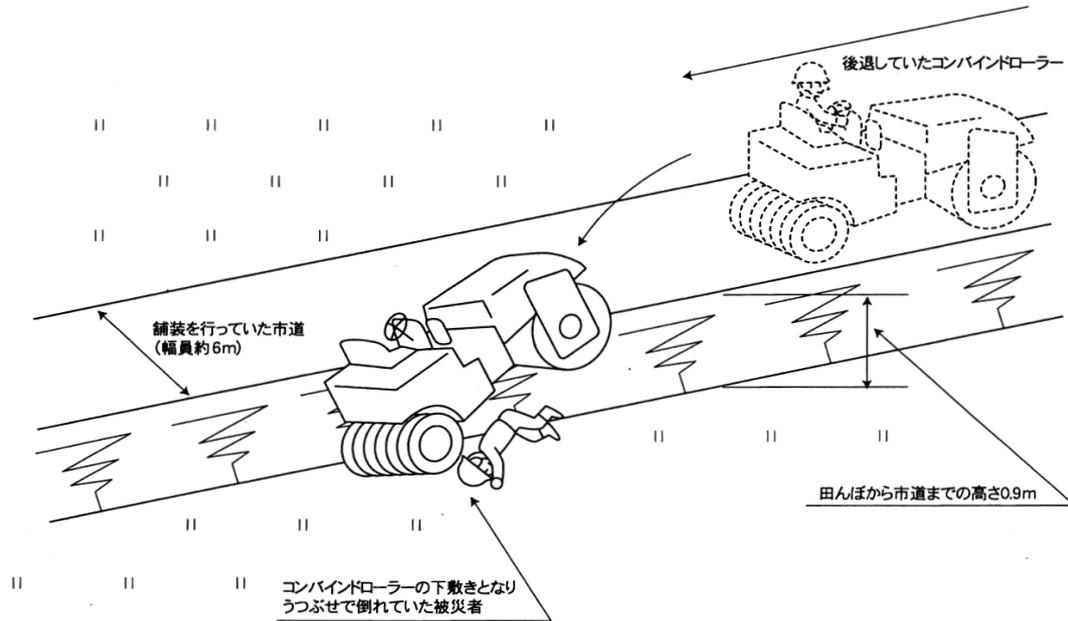
防止対策

- ① 墜落・転落による災害を防止するため、安全帯を着用し使用させる。
- ② 親綱その他、安全帯を確実に容易に取り付けるための設備を、予め計画し設ける。

◆ローラで後退時に路肩から転落（外傷性窒息による死亡）

発生状況

被害者は、施工したアスファルト表面が、まだ粗かったのでコンバインドローラーにより再転圧するため、同ローラを作業箇所へ移動させようとして後退させていたところ、ハンドル操作を誤り、後輪が路肩を踏み外し、機体と共に道路脇の田んぼ（高さ90cm）に転落し、投げ出された被害者の上にコンバインドローラーが落ちてきた。



発生原因

- ① ローラー特別教育を終了していない者に、締固め用機械の運転を行わせた。
- ② ローラーの後退時に誘導者を配置していなかった。
- ③ 運転席から路肩を明確に認識できる標識等を設置していなかった。
- ④ 前記、②、③を盛り込んだ、締固め機械作業の、この現場の作業計画書を定めていなかった。

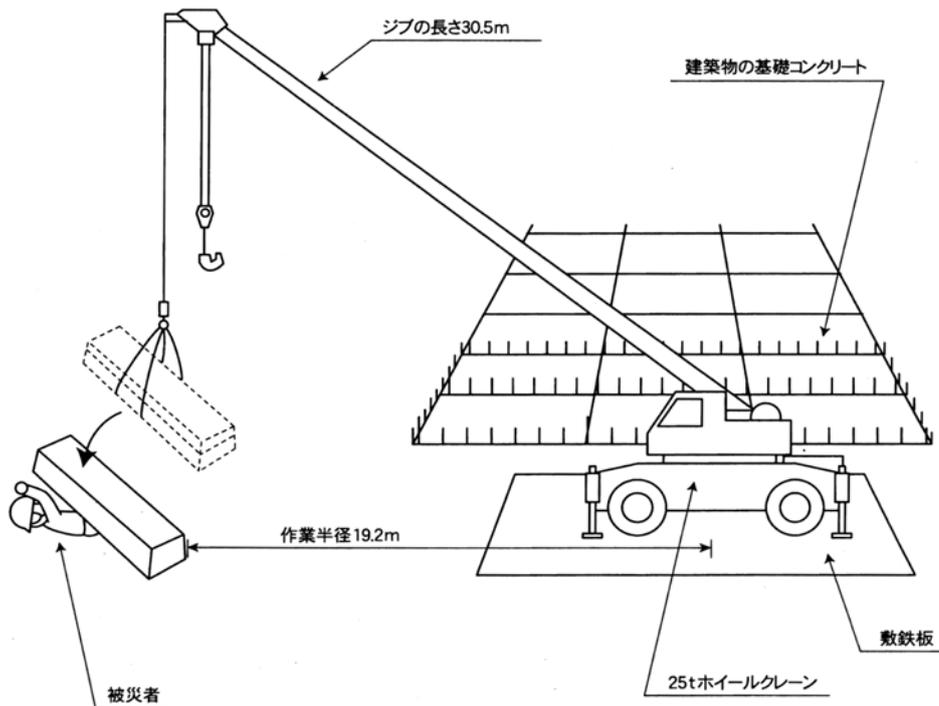
防止対策

- ① 締固め用機械の運転は、「ローラー特別教育」を終了した者に行わせる。
- ② 締固め用機械を用いる作業では、誘導員を配置すること。
- ③ 作業場において、路肩等転落の恐れのある箇所には、標識等を設置すること。
- ④ 予め現場の状況に応じた作業計画書（機械の施工方法等含む）を定め、作業員にこれを周知し、当該計画により作業を行わせる。

◆吊り荷のパイプが落下し下敷きに（出血性ショックによる死亡）

発生状況

玉掛け者兼合図者（被害者）は、アルミ製ゲージ2束の両端から玉掛け用ワイヤーロープを通し、「4点半掛け」方法により玉掛けを行った。被害者は、玉掛けした位置でクレーンのオペレーターに巻き上げの合図をし、地上1.5mまで巻き上げ、旋回の合図を送ってから、荷下ろしする箇所へ向かって歩き始めた。オペレーターは、約13.8m移動した時点で、玉掛け用ワイヤーが滑って内部に引き寄せられ、吊り荷のアルミ製ゲージが玉掛け用ワイヤーから抜け落ち、吊り荷の一端が地面に接触し、吊り荷のやや外側を歩いていた被害者の方向に吊り荷が倒れ下敷きになった。



発生原因

- ① 玉掛け方法が「4点半掛け」吊りで、玉掛け用ワイヤーが滑って内側に引き寄せられ易かった。
- ② 玉掛け用ワイヤーロープの吊り角度が大きかった。
- ③ クレーンのフックが、吊り荷の重心の真上になかった。
- ④ 玉掛け者兼合図者(被害者)が、移動中の吊り荷の下付近にいたこと。

防止対策

- ① 吊り荷に対応した玉掛け用具を選定し、吊り荷にあった玉掛け方法(「2本4点あだ巻吊り」又は「2本2点あだ巻目通し吊り」)で、玉掛けをする。
- ② 玉掛け用ワイヤーロープの吊り角度は、60度以内とする。
- ③ 吊り荷の重心の真上にクレーンのフックを誘導し、巻き上げる。
- ④ 吊り荷の種類、形状等に応じ、吊り荷の下の立ち入り禁止区域は、吊り荷の落下を考慮して充分余裕を持って設定する。

休業4日以上の事故は、
建設工事事故データベースへの登録を忘れずに！

- ・ 建設工事事故データベースへの登録(入力)がされていない事例が見受けられます。
- ・ 請負者、発注者は必ずインターネットを利用して登録(入力)して下さい。
- ・ 建設工事事故データベースは、各地方整備局、都道府県、政令指定都市、公団が発注した公共工事のうち、休業4日以上~~の事故が発生した工事について~~、事故報告をインターネットを利用してデータベースに入力するものです。
- ・ 管理業務はSASセンターが行っています。
- ・ 登録(入力)は、SASセンターのホームページから

U R <http://sas.ejcm.or.jp/>

※詳しくは、「土木工事現場必携」88ページをご覧ください

事 故 速 報

事事故例を参考に、作業手順書の見直しや、危険予知活動に生かしてください。

4月の事故は6件発生 公衆災害事故が多く発生

(その1)

発生日時	平成19年 4月 4日(水) 16時20分
工事の種類	道路橋梁補強工事 <公衆災害>
事故の状況	土留めライナー内掘削に、使用していたバックホウのキャタビラが外れたため、土留め外に出そうとして吊り上げたら、バックホウが回転し、直そうと作業員が手を出したところ、バックホウと土留め材の間に手が挟まれ負傷した。

(その2)

発生日時	平成19年 4月 5日(木) 11時40分
工事の種類	河川橋梁取付道路工事
事故の状況	工事区間内の堤防道路の迂回路を一般車両が走行中、仮設ガードレールに接触した。

(その3)

発生日時	平成19年 4月11日(水) 14時30分
工事の種類	ダム橋梁撤去工事 <公衆災害>
事故の状況	橋梁撤去資材を運搬のため、ユニック車積み込み、ブームを下げずに運搬したため、道路を横断して架空線を伸ばした。

(その4)

発生日時	平成19年 4月16日(月) 15時00分
工事の種類	河川築堤工事
事故の状況	工事区間内の堤防道路を一般車両が走行中、工事区間内に横転した。

(その5)

発生日時	平成19年 4月20日(金) 14時50分
工事の種類	道路トンネル工事 <公衆災害>
事故の状況	トンネル内の工事用電力引き込み線をバックホウで切断した。同時刻に、現場から離れていたが、一般家庭でも同様な電力供給を受けていた家庭で停電が発生した。

(その6)

発生日時	平成19年 4月26日(木) 13時20分
工事の種類	道路電線共同溝工事 <公衆災害>
事故の状況	電線共同溝の施工中、土砂をバックホウにて積み込み・埋戻しの際、NTTの架空線を切断した。

5月の事故は4件発生 河川護岸工事で労働災害事故が発生

(その1)

発生日時	平成19年 5月 7日(月) 10時35分
工事の種類	道路高架橋上部工事 <公衆災害>
事故の状況	橋梁上部架設工事において、架設クレーン設置箇所の地盤改良に伴う掘削作業中、河川区域内に地下埋設されていた農業用パイプラインを破損した。

(その2)

発生日時	平成19年 5月21日(月) 9時10分
工事の種類	河川可動堰掘削工事 <公衆災害>
事故の状況	掘削土砂を運搬し荷下ろし後、ダンプトラックが荷台を下ろさずに走行したため、荷台が上空のNTT通信ケーブルを切断した。

(その3)

発生日時	平成19年 5月25日(金) 11時20分
工事の種類	河川築堤護岸工事 <労働災害>
事故の状況	コンクリート打設中、ホーパのレバーを閉める際に、外れ止めとレバーの間に指を挟んだ。

(その4)

発生日時	平成19年 5月28日(月) 10時30分
工事の種類	河川築堤工事
事故の状況	工事区間内の堤防道路を一般車両が走行中、前方の車が急ブレーキをかけたため、後方の車が衝突を避けようとして路肩に横転した。